

建築基準法第 76 条の 3 第 2 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 76 条の 3 第 4 項の規定に基づき準用する同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 76 条の 3 第 4 項の規定に基づき準用する同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 19 年 11 月 29 日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

大阪市北区西天満 4 丁目 10 番 3 号植田ビル 3 階

由利土地株式会社 代表取締役 由利佳久

(2) 建築協定の名称

京都市左京区半鐘山地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市左京区銀閣寺前町 41 番地の 5 の一部

(4) 建築協定の事項

建築物の敷地、用途及びその他の事項

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 19 年 11 月 29 日（木）から平成 19 年 12 月 19 日（水）まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 19 年 12 月 20 日（木）午前 10 時から午前 11 時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部会議室（北庁舎 2 階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 西澤亨

（都市計画局建築指導部建築指導課）